

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年 6月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第21号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「
業務課長
計画推進課長
技術課長
業務課長
」
を
「
計画推進課長
技術課長
業務課長
」
に、

「
経営改善係長
流通促進係長
業務推進第一係長
業務推進第二係長
計画推進第一係長
計画推進第二係長
計画推進第三係長
技術第一係長
技術第二係長
」
を
「
計画推進第一係長
計画推進第二係長
計画推進第三係長
技術第一係長
技術第二係長
経営改善係長
流通促進係長
業務推進第一係長
業務推進第二係長
」
に改める。

第4条第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 卸売の業務，仲卸しの業務及び関連事業の許可，認可等に関すること。

(8) せり人の登録に関すること。

第4条中第11号を削り，第12号を第11号とし，第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は，令和2年6月21日から施行する。

(行財政局人事部人事課)